

## 太刀 銘 備前国住雲次 一口

【所在地】鹿児島市吉野町 9698 - 1 尚古集成館（鶴嶺神社所有）

【種別】国指定有形文化財（工芸品）

【指定年月日】昭和2年7月21日



法量 長さ 85.6cm，反り 2.3cm

形状 鑄造り，庵棟，重ね厚く，身幅広く，反り高く，踏張りがあり，鋒は猪首ごころに詰まる。

鍛え 空目に板目が交じり，地沸がつく。

刃文 焼出しは細く，小丁字の小乱れで，足・葉がしきりに入り均深く，小沸つき，砂流し金筋かかる。

帽子 丸く浅く返り，掃掛けて金筋かかる。

茎 生ぶで，先は浅い栗尻。鑓目は筋違。目釘孔 1 個。

雲次一派は，備前国宇甘莊（現岡山県御津町）に住んでいたといわれており，名前に「雲」の字を冠することから雲類と呼ばれる。この一派の作は，姿，刃文，地鉄ともに備前国長船のものと異なり，山城の来派や備中青江派の風情があり，備前刀においては異色である。

雲次には，正和 4（1315）年と建武 2（1335）年の紀年銘のある作品が現存し，活躍年代が明らかである。

この太刀は，昭和 2（1927）年，島津忠重が島津氏始祖忠久（1179？～1227 年）の七百年祭に当たり，島津家歴代を祭神とする鶴嶺神社に奉納したものの。